

事業所名

こどもサポート教室きりり河内松原校

支援プログラム

作成日

令和6年

10月

2日

法人（事業所）理念		「誰にだって輝ける舞台がある」を基本理念とし、以下の支援を提供します。 ①一人ひとりに合わせたオーダーメイドの個別療育 ②こども、保護者、指導員の三者がお互いに高め合える支援 ③自ら「行きたい」と思っただけの支援 ④学校や保育園・幼稚園など関係機関との情報共有と連携を大切にしたい支援						
支援方針		こども・保護者の意向、特性、その他事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき通所支援を提供させていただくとともに、その効果について継続的な評価を実施します。また、支援等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者等に対し、支援を必要な事項について、分かりやすく説明を行います。事業者は提供する支援等の質の評価を行い、常にその改善を図ります。						
営業時間		10時	0分から	19時	0分まで	送迎実施の有無	あり	なし
		支 援 内 容						
本人支援	健康・生活	健康な心と体を育て自ら健康で安全な生活を作り出すことを支援する。また、健康状態の常なるチェックと必要な対応を行う。その際、意思表示が困難である子どもの障害の特性及び発達の過程・特性等に配慮し、小さなサインから心身の異変に気づけるよう、きめ細かな観察を行う。日常生活や社会生活を営めるよう、それぞれの子どもに適した身体的、精神的、社会的訓練を行う。生活の中で、さまざまな遊びを通して学習できるよう環境を整える。また、障害の特性に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化した支援を提供する。						
	運動・感覚	日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図る。姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、姿勢保持補助具など、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるよう支援する。自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上のための支援を行う。保有する視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分に活用できるよう、遊び等を通して支援する。感覚や認知の特性（感覚の過敏や鈍麻）を踏まえ、感覚の偏りに対する環境調整等の支援を行う。						
	認知・行動	視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、必要な情報を収集して認知機能の発達を促す支援を行う。環境から情報を取得し、そこから必要なメッセージを選択し、行動につなげるという一連の認知過程の発達を支援する。物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう支援する。数量、形の大きさ、重さ、色の違い等の習得のための支援を行う。認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるよう支援し、認知の偏り等の個々の特性に配慮する。また、こだわり等に対する支援を行う。感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防、及び適切行動への対応の支援を行う。						
	言語 コミュニケーション	個々に配慮された場面における人との相互作用を通して、共同注意の獲得等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。指差し、身振り、サイン等を用いて、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。発達障害の子どもなど、障害の特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行う。各種の文字・記号、絵カード、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、環境の理解と意思の伝達が円滑にできるよう支援する。手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段を活用し、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。						
	人間関係 社会性	人との関係を意識し、身近な人と親密な関係を築き、その信頼関係を基盤として、周囲の人と安定した関係を形成するための支援を行う。遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性や対人関係の芽生えを支援する。感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせる遊びから、見立て遊びやつもり遊び、ごっこ遊び等の象徴遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。周囲に子どもがいても無関心である一人遊びの状態から並行遊びを行い、大人が介入して行う連合的な遊び、役割分担したりルールを守って遊ぶ協同遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。大人を介在して自分のできること、できないことなど、自分の行動の特徴を理解するとともに、気持ちや情動の調整ができるように支援する。集団に参加するための手順やルールを理解し、遊びや集団活動に参加できるよう支援する。						
家族支援		・家庭の様子、学校での様子、当事業所での活動の様子を保護者と共有することで、こどもの発達段階を互いに把握し、具体的な対応について相談して共通理解を図ります。また、個別やグループでの相談援助を行います。 ・保護者に実際の支援場面を観察または参加いただいた上で、こどもの特性や、特性を踏まえた関わり方等に関して相談援助を行います。			移行支援		・通学する学校や利用している他事業所等の関係機関と情報連携を行い、こどもへの具体的な対応を話し合い、互いの役割分担と協力関係の中で支援してまいります。 ・関係機関へ必要に応じて個別支援計画やその計画に基づいた具体的な活動の内容と活動の様子等について情報連携を行い、個別支援計画の見直しに活かします。	
地域支援・地域連携		・こどもが通う保育所等や学校等との情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助を行います。 ・こどもが通う医療機関等との情報連携や調整等に取り組みます。 ・こどもに支援を行う発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、地域生活支援拠点等との連携に取り組みます。 ・こどもが利用する相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業所との生活支援や発達支援における連携に取り組みます。			職員の質の向上		職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。 (1) 採用時研修 採用時1か月以内 (2) 継続研修 年1回以上 安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施する。 (1) 採用時研修 採用後3か月以内 (2) 継続研修 年1回以上 (3) 訓練の実施 年1回以上 感染症の発生及び蔓延防止等に係る研修を実施する。	
主な行事等		・小集団支援(児童発達支援、放課後等デイサービス)…定期的に小集団支援を実施しています。個別支援で高めた力を小集団の中での発揮をめざします。 ・パパ・ママカフェ(保護者対象の相談援助) ・モニタリング保護者会…モニタリング時期に保護者様と一緒に次の個別支援計画の支援目標を考えます。						